

02. 29

特許出願等に基づく優先権主張に関する
代理権の取扱い（特・実）

1. 特別の授権

- (1) 日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、特許出願等に基づく優先権の主張（特41条1項、実8条1項）又はその取下げをすることができない（特9条^{※1}）。特許出願等に基づく優先権の主張は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を提出することにより行うので（特41条4項、実8条4項）^{注1}、出願後に代理人が優先権主張書を提出する場合には、その代理人が特別授権を得ていなければならない（出願時の代理人と優先権主張書を提出した代理人が異なる場合も同じ。）。
- (2) 在外者の特許管理人については、特別授権の規定（特9条^{※1}）は適用されない。ただし、代理権の範囲を制限できる（特8条2項ただし書^{※1}）こととなっているため、先の出願についての優先権の主張又はその取下げに関する委任事項が制限されていないことが証明されていない場合には、出願人の保護の観点から、特許法施行規則第4条の3第4項^{※2}を適用して、その代理権を証明する書面の提出を求める。
- (3) 法定代理人は全ての行為につき代理権を有するが、その者が選任する復代理人は特別の授権を得ていることを要する。

2. 特別授権の表示

特許出願等に基づく優先権の主張が特別授権を要する事項と規定されたのは、先の出願について取下げの効果を伴う（特42条1項、実9条1項）からであり、したがって、特別授権の表示は、以下のように先の出願を特定して記載しなければならない。

- (1) 特許出願の際に、この出願を基礎とした、後の出願の際に優先権主張をする代理権をあらかじめ授与しておく場合
「この特許出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の優先権の主張及びその取下げ」のように記載する。
※実用新案登録出願の際に代理権を授与しておく場合は「この実用新案登録出願に基づく・・・」のように記載する。
- (2) 先の出願が特許出願である場合に、先の出願において優先権主張の特別授権がないため、後の特許出願（又は実用新案登録出願）においてその権限を授与する場合
「特願○○○○－○○○○○○に基づく特許法第41条第1項（又は実用新案法第8条第1項）の優先権の主張及びその取下げ」のように記載する。

※先の出願が実用新案登録出願である場合は「実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇に基づく・・・」のように記載する。

別表（参考例）

	先の出願（委任状の委任事項）	後の出願（委任状に記載すべき委任事項）
例 1	<ul style="list-style-type: none"> ・本願〇〇出願に関する一切の件（優先権主張に関する特別授權） ・この〇〇出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の優先権の主張及びその取下げ 	
例 2	<ul style="list-style-type: none"> ・本願〇〇出願に関する一切の件（優先権主張をする旨の特別授權の記載なし） 	<ul style="list-style-type: none"> （優先権主張に関する特別授權） 特願（又は実願）〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇に基づく特許法第41条第1項（又は実用新案法第8条第1項）の優先権の主張及びその取下げ

なお、後の出願を基礎に、新たな優先権主張を伴う出願をする場合にも上記と同様になる。

（改訂平成27・4）

*1 特8条2項ただし書、9条：実2条の5第2項において準用

注1 国際特許出願については、特許法第41条第4項の規定は適用されないため（特184条の15第1項）、当該「優先権主張書」による手続は認められない（国際実用新案登録出願も同様）。

*2 特施規4条の3第4項：実施規23条1項において準用